

2025年6月26日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区労働組合連絡会

委員長 岸 勝也

特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター

代表理事 平野 敏夫

要 請 書

墨田区政発展のため日ごろからご努力を続けられている貴職に敬意を表します。

墨田区労働組合連絡会は、墨田区内の公務員労働者、民間労働者の労働組合で組織されている地域労働団体です。東京労働安全衛生センターは、労災職業病の防止のために活動している団体です。よりよい雇用と労働、暮らし、環境、平和と民主主義を護る立場から、身近な墨田区政について、例年区長との懇談会を通して要請を行ってまいりました。

今年度も下記の項目につき要請いたします。区長との懇談会ならびに文書回答にあわせての担当関係部局からの回答の場を設定していただくよう要請いたします。

記

1. 正規雇用職員の拡大と業務の直営化について

公共サービスの向上ならびに安全性確保のため、正規雇用職員の採用を拡大すること。また、業務委託の推進政策を見直し、業務の区直轄への転換を図ること。

2. 墨田区の会計年度任用職員について

1) 墨田区における2025年度の会計年度任用職員の人数、賃金（算定基準及び交通費支給の有無を含む）、労働時間、契約期間等の労働条件と、契約更新回数の実態を明らかにすること。

2) 会計年度任用職員のさらなる待遇改善が図られるよう、下記の内容を要請する。

①雇用の上限年数を撤廃すること。

②すべての職種に経験加算を適用し、上限を設けないこと。

③他区に比して報酬額が低水準の職種については、その額を引き上げること。

④休暇等の勤務条件については、常勤職員と同等にすること。

⑤職員互助会等の福利厚生については、常勤職員と同等にすること。

3. 公務労働現場について

1) 公務災害の発生状況

- ①2024 年度、墨田区における地方公務員災害補償基金への公務災害申請件数と認定件数及び内訳（傷病名、職種等）について明らかにすること。
- ②また精神障害、新型コロナウイルス感染症による公務災害申請、認定件数を明らかにすること。
- ③負傷にとどまらず、精神障害等の公務災害申請を勧奨すること。

2) ストレスチェックとメンタルヘルス対策

- ①2024 年度、墨田区役所でのストレスチェックの実施状況、職員の受検率、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善の取り組みについて具体的に明らかにすること。
- ②2024 年度、墨田区職員にしめるメンタル不調による長期休職者の割合を明らかにすること。

3) 職場のハラスメント防止対策について

墨田区役所では職場のハラスメントを防止措置として、「ハラスメント相談対応窓口」及び「ハラスメント対応委員会」を設置している。2024 年度の相談対応窓口への相談件数と相談内容の内訳、ハラスメント対応委員会での対応措置の内容について明らかにすること。

4) 職員ならびに業務委託先など区の関連事業所での過労死及び自殺防止対策

- ①墨田区職員の長時間・過重労働による健康障害防止対策の取り組みについて具体的に明らかにすること。
- ②業務委託先など区関連の事業所での長時間・過重労働による健康障害防止対策について具体的に明らかにすること。

5) 熱中症対策に取り組むこと

労働安全衛生規則が改正され、今年 6 月から職場の熱中症対策が強化された。墨田区においても熱中症予防対策の取り組みを徹底すること。

4. 過労死及び自殺防止対策について

2024 年度、墨田区における自殺発生状況を明らかにすること。相談体制を拡充し、自殺リスクの高い当事者への支援策など、自殺防止対策の具体的な取り組みについて明らかにすること。

5. 学校現場について

- ①労働基準法で定められた休憩時間に確実に休憩できる体制を管理職とともに早急に整備すること。
- ②時間外在校等時間については、持ち帰り業務についてもその延長として記録させること。
土日に勤務した場合、打刻させること。
- ③昨年年 9 月から現在までの各月の区内小中学校の欠員数及び欠員数のうちの精神疾患に

よる病気休職者数を明らかにすること。また、欠員に対する後補充の状況も明らかにすること。

- ④安全衛生委員会の職場巡視の点検項目に、休憩時間がきちんと確保されているかという項目を入れること。
- ⑤病休代替や産休・育休代替教員が確実に補充されるような体制を整備すること。
- ⑥教員の長時間労働是正のため、実効性のある業務削減策をさらに講じること。
- ⑦児童の多様化に対応し、学力を保障するために、学校支援指導員や講師の配置を継続・拡充すること。
- ⑧墨田区教育委員会が学校に提出させる書類を精選・簡素化し、学校現場の負担軽減を図ること。
- ⑨安易な土曜授業は行わないこと。土曜日に授業を行う場合は、次週に振替休業日を設け、教員の健康保持に必要な休息が確実に確保されるようにすること。
- ⑩部活動指導の地域移行をすすめ、顧問については強制しないこと。
- ⑪教員の研修権の確保と年休取得促進のため、夏季休業中に安易に補習教室を行わないように管理職を指導すること。
- ⑫学習アプリの使用を強制しないこと。
- ⑬会計業務を教員の仕事としないような体制づくりを進めること。
- ⑭授業終了後に、放課後学習や放課後遊びの見守りを教員がせざるを得ない状況を改善するよう校長に働きかけること。
- ⑮錦糸小に日本語学級を設置すること。また、日本語学級が設置されない間、すみだ国際学習センターに児童の安全に責任をもち、在籍学級担任と直接連絡が取れる人員を配置すること。
- ⑯校務で使用する週案簿は公費購入できるようにすること。

6. 生活保護について

2024 年度及び 2025 年度でこれまでの申請件数、受理件数、受理したものの女性、年齢、世代別内訳を明らかにすること。

7. アスベスト対策について

- ①2024 年度、墨田区内で大気汚染防止法等に基づき墨田区が建築物等の石綿除去工事や解体・改修工事等で石綿飛散防止対策を指導した件数及び指導内容について明らかにすること。
- ②2024 年度、墨田区内での事前調査結果の報告状況について具体的に明らかにすること。
- ③災害時における建築物等のアスベスト飛散防止、災害廃棄物のアスベスト対策において、昨年、墨田区は「避難所においては、防じんマスクについて備蓄の検討を進め、令和 6 年度中に各避難所に配備する予定」と回答しました。現在の防じんマスクの備蓄状況について明らかにすること。

8. 最低賃金について

- ①公共職業安定所を通じずに求人募集する区内の小零細事業者が、10 月の最低賃金額改定

後に最賃額を下回る時給で募集をし続けているケースが毎年見受けられる。労働基準監督署、職業安定所と協力して、区内各町内会に対して掲示板への同チラシの掲示を要請するなど、区としても最低賃金の周知に努めること。

- ②最低賃金の引き上げが進んでいる中、雇用の喪失、倒産防止対策として墨田区として行っている中小零細事業者への支援策を明らかにすること。

9. 関東大震災時に虐殺された朝鮮人犠牲者追悼式への追悼文送付について

多文化共生社会、国際観光都市を掲げる墨田区であるからこそ、他の自治体に先駆けて、負の歴史を二度と繰り返さないために過去の事実を忘れずに後世に伝えていくことが重大な責務である。

差別・排外扇動、ヘイトスピーチを繰り返す者が自治体議員や国会議員にも存在し、負の歴史をなかったことのように改ざんする主張がインターネットをはじめ書籍、街頭などさまざまな手段で拡散されてきている現状においては、なおさらである。

また、自然災害による被災者と虐殺による犠牲者、とりわけ、外国人・他民族への差別に基づく虐殺による朝鮮人犠牲者を一括りにすることはできない。

9月1日に横網公園で行われる関東大震災時に虐殺された朝鮮人犠牲者の追悼式典へ追悼文を送付すること。

以上